

第113号 社協 ようろう

養老町社会福祉協議会「上多度支部」の活動紹介

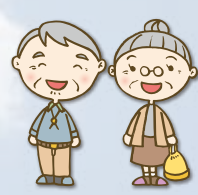
上多度支部では、「人と人が手をつなぎ、いきいきとした生活ができる福祉社会の実現」を目的に、「住民参加の福祉活動」を事業の軸とし、住民の福祉ニーズに対応したサービスの提供と日常生活の支援を行っています。すべての住民が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れる福祉社会を目指しています。



いきいきサロン会



暑さ対策スポーツ飲料配布



長寿祝い金配布



敬老会



健康フェア健康チェック



公民館祭り



健康フェアバルシューレ



出前軽スポーツ



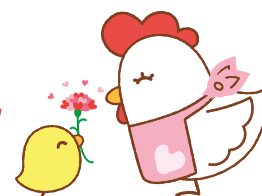
写真：活動拠点の上多度プラザ



養老町社会福祉協議会

社協だより 第113号

ひよこハウス 子育てサロン



皆さんのお住まいの地区公民館・こども園・保育園等で、乳幼児とその保護者の方が一緒に遊べる「ひよこハウス子育てサロン」を開催しております。毎回いろいろな催しがあり、保護者の方でも交流を深めることができますので、お気軽にご参加ください。

○日程と場所

- 7月1日(水) 七夕会 高田公民館
- 7月15日(水) 養北こども園
- 8月5日(水) 養老こども園
- 8月19日(水) ようろう保育園

7月1日(水)に高田公民館で開催される七夕会は事前予約が必要です。予約は6月19日(金)8時30分より受付します。定員になり次第予約受付終了となります。養老町社会福祉協議会までお電話でご予約ください。

○時間

午前9時45分～11時45分

○お問い合わせ

養老町社会福祉協議会

☎0584-34-3504

最新の開催情報は、
養老町社会福祉協議会
ホームページかお電話
でご確認ください。

あなたのご相談に無料でお答えします。

心配ごと相談 あなたのお困りごとの相談を受けます。

○老人福祉センター(2階生活相談室)

毎週第1～3水曜日 午後1時～午後4時

法律相談 弁護士が法律に関する相談を受けます。

○老人福祉センター(2階生活相談室)

毎月第3木曜日 午後1時～午後3時

※予約が必要です。

あらかじめ電話で予約してください。

資金の貸付相談

低所得世帯・障害者世帯等の自立・援助を目的とした貸付の相談を受けます。

○老人福祉センター(2階生活相談室)

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

心あたたまご寄付ありがとうございます

次の方々より善意のご寄付をいただきました。趣旨に添って、有効に活用させていただきます。ありがとうございました。



東部中学校生徒会さま
養老福祉作業所へハンドミキサー2台



岐阜サンリバーロータリクラブさま
県立海津明誠高等学校さま
地域福祉事業へマスク等物品100,000円相当

匿名(1件) 社会福祉協議会へ	10,000円
匿名(2件) れんげ喫茶店へ	110,000円
匿名(1件) 障害者福祉へ	1,000,000円

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、ひよこサロンなどの各事業を中止または延期させて頂くことがあります。

最新の開催情報は、養老町社会福祉協議会ホームページかお電話でご確認ください。

普段よりホームページでは社会福祉に関する情報を発信しております。



養老町社会福祉協議会

検索

<http://www.yoro-shakyo.jp/>



編集発行 社会福祉法人
養老町社会福祉協議会
養老町高田 79-2
TEL 34-3504
FAX 34-0066
発行日 令和2年6月吉日

事業レポート

令和 2 年 2 月 19 日 ひよこハウス・ひなまつり会（中央公民館・2 階第 5 会議室）

中央公民館にて、「ひなまつり会」が開催されました。23組の親子が参加され、ひな人形づくりを通して交流を深め、楽しいひとときを過ごしました。



新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの皆さまへ

社会福祉協議会では、低所得者世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得者世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、特例貸付を実施しています。

【緊急小口資金】 令和 2 年 5 月 7 日現在
 緊急かつ一時的に生活維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付けを行います。

- ◆対象者
新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- ◆貸付上限額「20 万円以内」 ◆据置期間「1 年以内」
- ◆償還期限「2 年以内」 ◆貸付利子・保証人「無利子・不要」

【総合支援資金】
 生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

- ◆対象者
新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。
- ◆貸付上限額
・（二人以上世帯）月 20 万円以内 ・（単身世帯）月 15 万円以内
- ◆貸付期間「原則 3 か月以内」 ◆据置期間「1 年以内」
- ◆償還期限「10 年以内」 ◆貸付利子・保証人「無利子・不要」

実施主体：社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会

相談・申込窓口：養老町社会福祉協議会（養老町老人福祉センター内） ☎0584-34-3504

※新型コロナウイルス感染症に罹患の疑いのある方等は、窓口へ直接訪問する前に、必ず事前にお電話でご相談ください。

養老町社会福祉協議会 令和 2 年度 事業計画

急速な少子高齢化の進展、核家族化や高齢者世帯の増加など、家族構成は大きく変化してきており、更に、厳しい経済情勢のなかで生活困窮等様々な問題とともに住民のライフスタイルや価値観の多様化により、既存の介護保険制度や福祉サービスでは十分に対応できない様々な福祉課題や生活課題が生じてきております。

そのため、住民一人ひとりの参加による、共に支え合い・助け合う、福祉のまちづくりを推進します。地域に暮らす子どもや、障がい者、ひとり親家庭をはじめ、すべての町民が自立し、一人の人間として尊重され、お互いに理解し合い、共に支え合い、助け合いながら、住み慣れた家庭や地域で、健康で安心して暮らし続けることができる、「みんなで支えるあたたかな福祉のまちづくり」を目指します。

主な活動及び事業

1. 法人運営事業
 - (1) 理事会・評議員会の開催
 - (2) 支部社協活動の支援
 - (3) 戦没者追悼式の開催（令和 2 年 9 月 10 日）
 - (4) 福祉サービス苦情解決制度
 - (5) 事業の方向性等に関する検討
2. 企画広報事業
 - (1) 広報誌「社協だより」の発行
 - (2) 社会福祉大会の開催（令和 2 年 9 月 26 日）
 - (3) ホームページを活用した情報提供
3. 心配ごと相談事業
 - (1) 心配ごと相談の実施（毎月第 1・2・3 水曜日）
 - (2) 弁護士による無料法律相談の実施（毎月第 3 木曜日）
 - (3) 心配ごと相談員研修会の開催
4. ボランティア活動事業
 - (1) 情報発信の充実
 - (2) ボランティア活動の相談・需給調整
 - (3) ボランティアルームの提供
 - (4) 福祉教育の推進
 - (5) 福祉協力校への助成
 - (6) 車いす・点字器・アイマスク等福祉教育資材の貸出
 - (7) ボランティア保険の加入促進
 - (8) 災害救援ボランティア養成講座の実施
5. 地域福祉活動推進事業
 - (1) ふれあい・いきいきサロン活動の推進
 - (2) 友愛訪問事業（ひとり暮らし高齢者・寝たきり高齢者・重度障がい者）
 - (3) ひとり親家庭児童の社会見学の実施
 - (4) ひとり親家庭福祉事業の援助
 - (5) 園児と高齢者の交流事業の援助
 - (6) レクリエーション活動物品の貸出
 - (7) ひとり暮らし老人給食サービスの実施（年 3 回）
6. 敬老事業
 - (1) 各支部による敬老会の開催
 - (2) 長寿祝金事業
7. 在宅福祉活動推進事業
 - (1) 福祉車両の貸出
8. 共同募金配分事業
 - (1) 赤い羽根共同募金運動の実施
 - (2) 歳末たすけあい募金運動の実施
 - (3) 障がい（児）者福祉事業
 - (4) 児童福祉事業
9. 生活福祉資金貸付事業
 - (1) 西濃生活支援相談センターとの連携による生活困窮者への支援
 - (2) 生活福祉資金の貸付・償還指導
 - (3) 同和更生資金の償還指導
10. 生活管理指導員（ホームヘルパー）派遣事業
 - (1) 生活管理指導員（ホームヘルパー）による良質なサービスの提供
11. 子育て支援事業
 - (1) ひよこハウス子育てサロンの開催
 - (2) ひよこハウス（季節イベント）の開催
 - (3) 子育て相談
12. 福祉サービス利用援助事業
 - (1) 日常生活自立支援事業の実施
 - (2) 成年後見制度の利用支援及び PR
13. 老人福祉センター管理運営事業
 - (1) 同好会・クラブ活動に対する活動の場の提供
 - (2) 生きがいと健康づくり
 - (3) レクリエーション
 - (4) 入浴事業
 - (5) サービスの質の向上と運営の効率化
 - (6) 安心して利用できる施設の維持管理
14. 養老福祉作業所運営事業
 - (1) 利用者の立場に立ったサービス提供
 - (2) 必要な指導、訓練を適切に行い、能力に応じた職業の提供
 - (3) 施設外就労の提供
 - (4) 利用者の健康管理、健康診断の実施
 - (5) 音楽療法やダンス、書道など趣味・教養の取り組み
 - (6) 保護者会と協働し、地域に開かれた施設運営
 - (7) 市町村や保健医療サービス、福祉サービス提供事業所との密接な連携
15. グループホーム運営事業
 - (1) 職員の資質向上を図るとともに質の高いサービスの提供
 - (2) 地域との結びつきを大切にした地域に開かれた施設づくり
 - (3) 共同生活を行うために必要な相談援助
 - (4) 透明性のある健全かつ多様な運営の工夫